

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター におけるコンプライアンス推進規程

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにおけるコンプライアンス推進規程

(目 的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）のコンプライアンスの推進に必要な事項を定めることにより、役職員等が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、センターの業務活動が高い倫理性を持って行われることを確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）並びにセンターにおける各種規程（細則、要領、基準を含む。）及びこれらに関する通知をいう。

2 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

3 この規程において「役職員等」とは、役員及び職員、派遣労働者並びに契約先の労働者をいう。

4 この規程において「センターの業務活動」とは、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年12月19日法律第93号。以下「法」という。）第15条第1項各号に規定する業務の活動をいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、センターの業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らがセンターの業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、センターの業務活動を発展させることにより、法第3条第3項に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

(コンプライアンス担当者)

第4条 コンプライアンスを確実に実践するため、センター内にコンプライアンス担当者を置く。

2 コンプライアンス担当者は、コンプライアンス室長とする。

3 コンプライアンス担当者は、センターにおけるコンプライアンス体制の確立を図るとともに、センターの業務活動の公正な遂行の確保その他コンプライアンスに関する業務を行うものとする。

(法令の遵守)

第5条 役職員等は、センターの業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令

等を遵守し、不正を行ってはならない。

- 2 役職員等は、計画・立案、申請、実施、報告などセンターの業務活動、経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、センターの業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為等を行ってはならない。

（職場環境の整備）

第6条 役職員等は、センターの業務活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図るためには、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

（利益相反）

第7条 役職員等は、センターの業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第2号）

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(参 考)

高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年12月19日法律第93号）抜粋

（国立高度専門医療研究センターの目的）

第3条 （略）

2 （略）

3 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「国立精神・神経医療研究センター」という。）は、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

4～6 （略）

（国立精神・神経医療研究センターの業務の範囲）

第15条 国立精神・神経医療研究センターは、第3条第3項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。